租税特別措置等に係る政策の事前評価書

政策評価の対象とした政策 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場 の名称 の課税の特例の延長等 法人税:義 (国税 15) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税 11) ② 上記以外の 一	├— 以
2 対象税目 ① 政策評価の 法人税:義 (国税 15) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税 11) ② 上記以外の 税目 ② 上記以外の 税目 ② 上記以外の 税目 ② 「新設・拡充・延長」 「単独・主管・共管」 4 内容 《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業との2プンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される行	以
対象税目 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税 11) ② 上記以外の 税目 ③ 要望区分等の別 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 4 内容 《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのコープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される行	以
2 上記以外の 一	以
税目	以
3 要望区分等の別 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 4 内容 《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのコンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される	以
4 内容 《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのコンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される特	以
国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのコンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される領	以
プンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額 上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される特	以
上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される	
	ij
度。	
《要望の内容》	
スタートアップの出口戦略の多様化の観点も踏まえ、オープンイノク	.—
ション促進税制(スタートアップの株式取得価格に対する 25%の所	得
控除)の延長等を行う。	
《関係条項》	
租税特別措置法第六十六条の十三	
租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二	
租税特別措置法施行規則第二十二条の十三	
5 担当部局 経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進	課
6 評価実施時期及び分析対 評価実施時期:令和7年8月	
象期間 分析対象期間:令和2年4月1日~令和10年3月31日	
7 創設年度及び改正経緯 令和2年度創設(令和2年4月1日~)	
令和4年度拡充・延長(令和4年4月1日~)	
令和5年度拡充(令和5年4月1日~)	ļ
令和6年度延長(令和6年4月1日~)	
8 適用又は延長期間 2年間(令和8年4月1日~令和10年3月31日まで)	
9 必要性 ① 政策目的及 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》	
等 びその根拠 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーショ	ン
を促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しす	
ともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の	-
様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とす	<u>5。 </u>
	÷
	エ
【スタートアップ育成 5 か年計画(令和 4 年 11 月 28 日新しい資本 義実現会議決定)】	I
【スタートアップ育成 5 が年計画(令和 4 年 11 月 28 日新しい資本 義実現会議決定)】 6. 第三の柱:オープンイノベーションの推進	
義実現会議決定)】	

M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。

2. 目標

目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。
○ この投資額は、スタートアップ 5 か年計画策定前と比較し増加しており(5,700 億円(2020 年)→7,800 億円(2024 年))、現在、約8,000億円規模であるが、本5か年計画において2027 年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。

- 3. パッケージの方向性
- スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目すると、件数としては、米国では M&A が 9 割を占めるのに対し、 我が国では IPO が4割程度あり、諸外国と比較して IPO の比率が高く、さらに M&A の比率を高めていくことが求められる。
- このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略(出口戦略)としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。

【統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定)】 第1章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに 転換する科学技術・イノベーション)

- 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの基軸
- (3)イノベーション・エコシステムの形成
- ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (成長志向の資金循環形成)

オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き 広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。

【経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定)】

第2章 新しい資本主義の加速

- 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行
- (3)スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

(スタートアップの推進と新たな産業構造への転換)

さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版(令和 5年6月16日閣議決定)】

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進

- 2. スタートアップ育成5か年計画の推進
- (6)オープンイノベーションの推進
- (1)オープンイノベーションを促すための税制措置等

スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。

【統合イノベーション戦略 2025 (令和7年 6 月 6 日閣議決定)】

- 2. 第6期基本計画の総仕上げとしての取組の加速
- (3) イノベーション・エコシステムの形成
- ③ 人材・技術・資金の好循環の促進

スタートアップの成長経路及び投資家の出口の多様化に向けて、税制を含むオープンイノベーションを促すための政策の在り方等について、政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、必要な措置を検討する。

【経済財政運営と改革の基本方針 2025 (令和7年6月閣議決 定)】

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

- 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・ 所得の増加
- (5)スタートアップへの支援

出口戦略の多様化に向け、M&A を活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。

【新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 (令和7年6月13日閣議決定)】

- Ⅳ.「スタートアップ育成5か年計画」の強化
- 3. オープンイノベーション・調達の推進
- (1)オープンイノベーション促進税制の活用促進

スタートアップとの M&A を含めたオープンイノベーションを促進するため、国内 の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の 25%を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特にM&A の促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のためのM&A や出資を促進する。

		2	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	3. イノベーション政策の促進並びに産業標準の整備及び普及
		3	租税特別措 置等により 達成しようと する目標	・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:3)へ高める。
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。
10	有効性等	1	適用数	(単位:件) 年度 令和2 3 4 5 6 7 8 9 適用件数 53 46 52 43 75 132 233 414 ※令和2年から令和5年:件数は法人数と推定されるため同一法人が複数のスタートアップ企業に出資した場合も1件として集計される 【算定根拠】・令和2年から令和5年の件数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第208回国会提出、第217回国会提出)による。・令和6年から令和9年の件数は、2027年度にスタートアップへの投資を10兆円規模とする目標に対して、現状のスタートアップへの全体投資額における事業会社による投資額(全体の約1/4)を参考に、その年平均成長率(約80%)をもとに試算。・また、IPO:M&A比を欧州並みの比率(1:3)に目指すことを掲げていることから、その年平均成長率(約32%)をもとに試算した件数を上乗せ。・年平均成長率は10-④に示す2023年データより推計(出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ)。
		2	適用額	年度 2 3 4 5 6 7 8 9 適用額 56 88 131 84 146 257 455 809 ※令和 2 年から令和 5 年: 適用額は所得控除額 【算定根拠】 ・令和 2 年から令和 5 年の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)による。 ・令和 6 年から令和 9 年の件数は、2027 年度にスタートアップへの投資を 10 兆円規模とする目標に対して、現状のスタートアップへの全体投資額における事業会社による投資額(全体の約 1/4)を参考に、その年平均成長率(約 80%)をもとに試算。

		・また、IPO:M&A 比を欧州並みの比率(1:3)に目指すことをことから、その年平均成長率(32%)をもとに試算した件数を・年平均成長率は 10-④に示す 2023 年データより推計(出ダスタートアップ情報リサーチ)。							
	3	減収額	(単位:億円)						
			年度 2 3 4 5 6 7 8 9						
			推定減収額 17 26 39 25 43 76 135 241						
			・令和 2 年から令和 5 年の減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)をもとに試算。令和 6 年度以降は推定値から試算。						
			【算定根拠】						
			・令和2年から令和5年の減収額は租税特別措置の適用実態調査の						
			結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)の適						
			用額に法人実効税率 29.74%を乗じて試算						
			・令和 6 年から令和 9 年の減収額は、②適用額に法人実効税率						
			29.74%を乗じて試算。						
	4	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 〇事業法人によるスタートアップ投資額 2020年事業法人系1,896億円、全体5,957億円 2021年事業法人系2,293億円、全体12,472億円 2022年事業法人系2,451億円、全体10,256億円 2023年事業法人系2,378億円、全体8,787億円 2024年事業法人系2,125億円、全体8,622億円 ※投資額はスタートアップへの「資本参加」を対象とし、第三者有償割当などによる出資だけでなく、「株式の移動」や「企業買収・子会社化」、その後のEXITまでの投資なども含む※事業法人系は事業法人、CVCを含む。全体には、事業法人系に加え、独立系VC、金融機関系(金融機関、金融系VC)、政府・大学系(政府・地方自治体などの投資、政府系VC、大学系VC)、海外(海外金融機関、海外法人、海外VC)、その他(上記以外(不明含む))を含む。						
			※スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025 年 1 月 20 日時点) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】						
			出典:スピーダ(INITIAL) Japan Startup Finance 2024 p.75.						
			〇日本のスタートアップにおける M&A Exit の割合						
			2020年 M&A 23件、IPO 36件						
			2021年 M&A 46件、IPO 46件						
			2022 年 M&A 45 件、IPO 40 件						
			2023 年 M&A 34 件、IPO 34 件						
			2024年 M&A 57件、IPO 38件						

※スタートアップは被買収時点で VC、CVC、エンジェル投資家等から 出資を受けていた企業

※M&A は被買収・子会社化・主要株式取得を指す

※スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025年3月27日時点)

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025年3月27日時点)より経済産業省作成

○初期の目標の達成状況

スタートアップ投資額は、2020年以降着実に増加してきたが、2022年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少(2021年比 米国△59%、英国△48%、中国△35%、日本△8%)。その中、国内スタートアップの資金調達額は比較的堅調に推移しており、その内、事業会社・CVCによるスタートアップへの出資は25%を堅持しており、これを下支えしている。また、日本のスタートアップにおけるM&A Exitについては、IPOに対するM&A の件数比が2020年においてIPO:M&A=1:0.64であったのに対し、2024年には1:1.5となっており増加傾向が見られている。スタートアップ育成5か年計画において掲げた、スタートアップへの投資額を5年間で10倍とする目標に向け、その施策の一つとして、事業会社からスタートアップへの投資を根付かせるためには、本税制による後押しを継続し、投資活動を定着させる必要がある。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

(単位:億円)

年度	2	3	4	5	6	7	8	9
税制適用 を受けた 推定出資 額	224	352	524	336	585	1029	1821	3237

※推定出資額は適用額を 0.25 で除して試算(出資額の最大 25%が所得控除されるため)

本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への 出資額は、令和 5 年度の適用額から見積もると 1 年間で約 336 億円 であり、これは 2023 年の事業会社等による国内スタートアップ投資全 体の約 14%にあたる。

また、2020 年から 2023 年の事業法人によるスタートアップ投資額の年平均成長率(CAGR)は約 7.8%に対し、令和2年度から令和5年度の本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への出資額の年平均成長率は、約 14.5%であり、上記の年平均成長率を上回っており、今後も事業会社のスタートアップへの投資を後押ししていくことが見込まれる。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

				令和 2 年から令和 5 年の推定出資額は、租税特別措置の適用実態 調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提
				出)の適用額を用いて試算。
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		(5)	税収減を是	上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投
			認する理由	資を後押ししていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタート
			等	アップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積すること により投資の積極性を増していくことや、投資や M&A を受けたスタート
				アップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる
				等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租
	Am ete let		T □ T V 1± □ · · · ·	税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。
11	相当性	1	租税特別措置等による	政府では、「スタートアップ 5 か年計画」を取りまとめた上で、スタートア
			直等によるべき妥当性	ップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを作れる
			等	プを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。
				スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとの
				オープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単 独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略と
				して、事業会社によるスタートアップの M&A を促進することは重要であ
				る。
				こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与する
				ことは、当該目的を達成する政策手段として有効である。
		2	他の支援措	事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的
			置や義務付	とした対応として、政府が策定したスタートアップ 5 か年計画において、
			け等との役	①大企業とスタートアップのネットワーク強化(秘密保持契約等におい
			割分担	て留意すべき指針の周知、J-Startup やオープンイノベーション・ベンチ
				ャー創造協議会(JOIC)を通じたネットワーク強化)、②M&A を促進す
				るための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後
				取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタ
				ートアップ M&A の阻害要因となっている①事業会社による自前主義や
				②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であ
				り、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップへの出資(M&A
				含む)を促進するための政策課題とは対応する課題が異なる。
		3	地方公共団体が協力す	事業会社やスタートアップは都心部のみならず地方にも位置している。
			神が励力する相当性	本税制によりオープンイノベーションを促進することで、地方に位置す
			J	る事業会社やスタートアップが成長することは、地方経済にとっても有 益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の	見飯	2	一 この ハ・ゼル 4 八日 中ル・勝 ファ もこには 旧日 圧ル・心の ワットでの。
	13 11-50 11 49 3	, ,		

13